

はこだて健幸プロジェクトロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインに規定する事業パートナーの活用項目のうち、はこだて健幸プロジェクト（以下「本会」という。）が制作した「はこだて市民健幸大学」および「はこだて健幸アプリ～H a k o b i t～」,「はこだて健康ナビ」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に必要な事務手続きや、審査基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインの例によるものとする。

(申請)

第3条 事業パートナーは、ロゴマークの使用を希望する場合、はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）により申し出ることができる。ただし、本会が使用する場合または市が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

(審査)

第4条 代表は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、次条の基準に適合するかどうかを審査のうえ、速やかに使用承認の可否を決定するものとする。

(審査基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 本会の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他、使用承認をすることが不適當と認められる場合

(通知)

第6条 代表は、使用承認をすることと決定したときは、はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用承認決定通知書（別記第2号様式）により通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。

2 代表は、承認をしないことと決定したときは、はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用不承認通知書（別記第3号様式）により通知する。

(使用料等)

第7条 ロゴマークの使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする。ただしロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 第5条第1項に定める使用承認を受けた事業パートナーは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークのデザインおよび使用方法等は、別紙「はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用マニュアル」に沿って適正に使用すること。
- (2) 使用承認を受けた内容に沿って使用すること。
- (3) ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (4) 使用開始後は、ロゴマークを使用する対象物について、速やかに現物および画像等で報告すること。

(使用内容の変更)

第9条 事業パートナーは、使用内容に変更があるときは、はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用内容変更届出書（別記第4号様式）により代表に届け出なければならない。

(使用の中止)

第10条 事業パートナーは、使用の中止をするときは、はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用中止届出書（別記第5号様式）により代表に届け出なければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 代表は、事業パートナーが第5条に定める審査基準に該当することが判明した場合、または遵守事項に従わない場合、承認を取消し、はこだて健幸プロジェクトロゴマーク使用承認取消通知書（別記第6号様式）により通知する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。